

(8) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分	官 公 庁			そ の 他			合 計			
	人員	支払金額	源泉徴収額	人員	支払金額	源泉徴収額	人員	支払金額	源泉徴収額	
	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円	
給 与 所 得	俸給・給料・賞与	555,699	1,738,936,287	66,803,860	1,859,394	4,668,534,333	188,770,916	2,415,093	6,407,470,620	255,574,776
	日雇労働者の賃金	-	7,249,385	131,388	-	83,349,610	1,187,346	-	90,598,995	1,318,734
	計	-	1,746,185,672	66,935,248	-	4,751,883,943	189,958,262	-	6,498,069,615	256,893,510
退 職 所 得	15,368	176,372,099	4,247,452	54,775	131,221,861	3,865,809	70,143	307,593,960	8,113,261	
災害減免法により徴収猶予したもの	-	-	-	14	-	-	14	-	-	

調査対象等：平成15年分の給与所得、退職所得の源泉所得税について、平成16年4月30日までに給与等の支払者から提出された「法定資料の合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」、平成15年2月から平成16年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

用語の説明：1 「法定資料」とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている資料をいい、原則として翌年1月31日までに提出することになっている。法定資料の種類は多数にのぼっており、例えば、利子等の支払調書、配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書、報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書、給与所得の源泉徴収票、非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

2 「徴収猶予」とは、通常の法定期限に徴収しないで一定の期間徴収手続を猶予することである。したがって、一定の期間法定の納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(注) この表の「人員」に関する部分は標本調査に基づく推計値である。